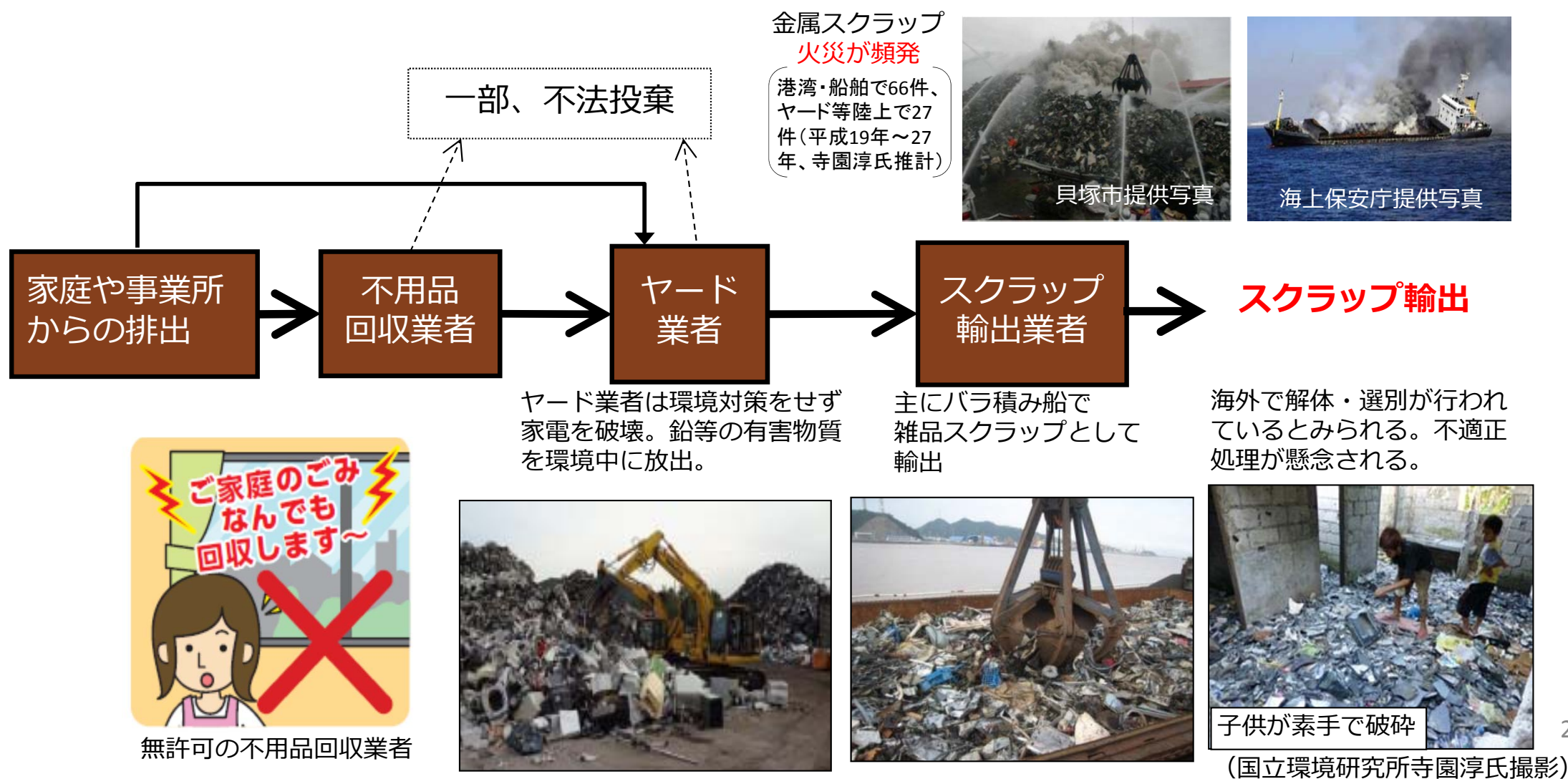


廃棄物処理法による 雑品スクラップ対策について

有害物を含む使用済電気電子機器の流れについて

- 有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる雑品スクラップ）が輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。国内外の環境汚染や家電リサイクル法等の形骸化の懸念が高まっている。



国内における雑品スクラップの保管等に関する課題への対応

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。

生活環境への影響発生を抑制

2. 法改正事項

＜規制の内容＞（廃棄物処理法第17条の2）

- ①「**有害使用済機器**」※の保管又は処分を業として行おうとする者に**都道府県知事への届出を義務付け**
※使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）を想定
- ②政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所寺園淳氏撮影）



エアコン（室内機）



エアコン（室外機）



洗濯機



掃除機



扇風機



炊飯器

※ 輸出については、バーゼル法の見直しにおいて輸出承認対象にし、総合的な対策を講じる。

廃棄物処理法の改正：改正後の条文

(有害使用済機器の保管等)

第十七条の二 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。

3 次条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）並びに第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。

4 環境大臣は、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣に協議しなければならない。

5 有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更することを求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。

※傍線は、今回の改正部分

【現状・課題】

- 雑品スクラップについて、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（バーゼル法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

(定義等)

第二条 この法律において「**特定有害廃棄物等**」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの（条約第十条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。）

イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであつて、**その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの**

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物

ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは經由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは經由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は經由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

二 条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

【検討事項】

- 「有害使用済機器」として定義する具体的な品目
- 適正に有害使用済機器を保管できる者（規制対象から除かれる者）
- 有害使用済機器の処理基準 等



廃棄物処理法とバーゼル法との間で齟齬を生じることのないよう、連携して検討を実施

【スケジュール】

	廃棄物処理法	バーゼル法
平成29年 6月16日	改正法公布	改正法公布
8月	政省令事項について検討	バーゼル法合同会議（第5回）
9～12月		検討会立ち上げ・議論（複数回）
平成30年 6月16日まで	改正廃棄物処理法施行期限	
12月16日まで		改正バーゼル法施行期限